

宇和島市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定書

宇和島市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を図り、地域の課題に対し適切に対応し、個性豊かな魅力ある地域社会の形成と発展及び地方創生の促進を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）地域・暮らしの安全・安心に関すること。
 - （2）防災・災害対策に関すること。
 - （3）産業振興・中小企業支援に関すること。
 - （4）移住・定住の促進に関すること。
 - （5）その他、地方創生に資する取組みに関すること。
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の解除を希望する場合は、甲及び乙が協議の上、解除予定日の1か月前までに、書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めるとはできない。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙の協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和4年12月22日

甲 愛媛県宇和島市曙町1番地
宇和島市
宇和島市長

岡原文彰

乙 愛媛県松山市宮田町108
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
愛媛支店長

林 純一郎